

王子生協病院

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用契約書

_____様(以下「利用者」という)と、東京ほくと医療生活協同組合 王子生協病院(以下「事業者」)は、事業者が提供する訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーションサービスについて、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

この契約は、事業者が、利用者に対し、法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供し、一方、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めます。

第2条(契約期間)

この契約の期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了までとし、利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない限り自動更新されるものとします。

第3条(サービスの目的及び内容)

1. 事業者は、介護保険法の関係法令、及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付・予防給付の対象となるサービスを提供します。
2. 提供するサービスの種類
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
3. それぞれのサービス内容の詳細は、別紙の重要事項説明書に記載のとおりです。

第4条(個別サービス提供の開始)

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその希望を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って、第1条2項のサービス計画を作成し、利用者及びその家族に説明のうえ、居宅介護支援事業者等に提供します。
2. 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の範囲内で可能なときは、速やかに居宅介護支援事業者等への連絡調整を援助します。

第5条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、サービスの提供ごとにその内容等を記録し、利用者へ指導・助言を行います。
2. 事業者は、その記録を2年間保存し、利用者から求めがあれば閲覧に応じます。

第6条(利用料の請求と支払い)

事業者は、厚労省告示の介護報酬単価に基づいて当月の利用料金を計算し、利用者の負担分について月末に締めた後、2週間以内に請求書を発行します。なお、会計窓口又は口座振替により支払いが確認され次第、領収書を発行します。

第7条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。ただし、事業者に以下の事項に該当する事があった場合は、直ちに解約することができます。

- (1) 正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 守秘義務に反した場合
- (3) 利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為があった場合
- (4) 事業者が破産した場合

第8条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい背信行為により契約内容の継続が困難になった場合は、その理由を文書により示し、この契約を解除することができます。この場合事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者・予防居宅介護支援事業者に、その旨を連絡します。

第9条(契約の終了)

1. 次の事由が発生した場合はサービスの提供を休止し、契約を終了する場合があります。
○利用者が医療施設に入院、もしくは介護保険施設に入所した場合
2. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は自動的に終了するものとします。
 - (1) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第10条(秘密保持)

事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業者等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第11条(事故発生時の対応)

1. サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2. 事業者は利用者及びその家族が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第12条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともない、事業者の責任で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

第13条(緊急時の対応)

事業者は、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医および管理者への連絡を行い、必要な措置を講じます。

第14条(相談・苦情対応)

1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、自治体、または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てる事ができます。
2. 事業者は、苦情に対応する窓口責任者およびその連絡先を明らかにし、相談、苦情に対し、迅速か

つ適切に対応します。

第15条（非常災害及び感染症対策）

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害及び感染症に関する具体的計画として対応マニュアル・事業継続計画を策定しております。

第16条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じます。

第17条（身体拘束の適正化に関する事項）

- 1.事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 2.やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

第18条（身分証携行義務）

サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第19条（本契約に定めのない事項）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項について、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

第20条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

＜2025年4月1日現在＞

訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーション契約の締結にあたっては、「訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーション重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会のうえでご契約をお願いいたします。

1 事業者(法人)の概要

事業者（法人）の名称	東京ほくと医療生活協同組合	
主たる事務所の所在地・連絡電話番号	東京都北区豊島三丁目4番15号	03-3927-8864
代表者（職名・氏名）	代表理事 今泉 貴雄	
設立年月日	1953年3月27日	
事業概要	東京都北区・荒川区・足立区で病院・診療所・歯科・訪問看護ステーション・ヘルパーステーション、居宅支援事業所、通所介護事業所、通所リハビリ事業所で保健・医療・福祉・介護の連携による事業活動をおこなっています。地域の人々を主体としたまちぐるみの健康づくりを大切にして、健康チェック活動や健康診断活動、健康づくりサークル活動を行っています。また住み慣れたまちで暮らしていきたいという人々の願いを実現するために、ボランティア活動によるやさしさのネットワークづくりを広げています。	

2 事業所の概要

事業所の名称	王子生協病院
事業所所在地	〒114-0003 東京都北区豊島3-4-15
電話番号	03-3912-2201
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	1311770718号
管理者の氏名	今泉 貴雄
通常のサービス提供実施地域	北区（王子、豊島、神谷 栄町、東十条、堀船）、足立区（新田、宮城）
営業時間	月曜～金曜日 午前9時～午後5時
定休日	日曜・祝日・年末年始（12/29から1/3）
サービスについての相談窓口	リハビリテーション課 ※ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
サービス提供の職員体制	理学療法士：常勤2名以上 作業療法士：常勤1名以上 言語聴覚士：非常勤1名以上

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと
-------	---

	ができるよう訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>①利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を行うこととする。</p> <p>②訪問リハビリテーションの提供等は、病状が安定しており、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行うものとする。</p> <p>③介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能に維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>④事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。</p> <p>⑤サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。</p> <p>⑥利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとする。</p>

4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容

主治医の指示及び訪問リハビリテーション計画に沿って、理学療法士または作業療法士、言語聴覚士が(介護予防)訪問リハビリテーションを行います。要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身の回り動作能力の評価やご本人・ご家族に対して必要なりハビリテーションやアドバイスを行います。

5 利用料金について

① 利用料

- ・ 告示された介護保険の法定利用の基本料金は、下記の料金表の通りです。
- ・ ご利用者の自己負担は、負担割合に応じこのうちの1割から3割までのいずれかです。

<訪問リハビリテーション基本利用料>

理学療法士・作業療法士等がご家庭を訪問して運動機能等の検査を行い、リハビリテーション計画を作成します。

費目(単位数)	単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション1単位 20分	308	3,418円	342円	684円	1,026円
訪問リハビリテーション2単位 40分	616	6,837円	684円	1,368円	2,052円
訪問リハビリテーション3単位 60分	924	10,256円	1,026円	2,052円	3,077円

<訪問リハビリテーション加算利用料>

〈訪問リハビリテーション減算利用料〉

費目(単位数)	1割負担	2割負担	3割負担	加算方法	内容説明
リハビリテーションマネジメント加算イ (180単位)	200円	400円	600円	月1回	より適切なリハビリを提供する為に、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告を行い、定期的なリハビリ会議を開催し、介護の工夫や生活上の留意点などについて、ご家族や他居宅サービス事業所への助言・情報提供を行った場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算ロ (213単位)	237円	473円	710円	月1回	上記要件に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、リハビリテーションの提供にあたって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。
事業所医師からの説明 (270単位)	300円	600円	900円	月1回	リハビリマネジメント加算を算定し、事業所の医師からリハビリ計画について説明をご本人又はご家族へ説明を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I) (6単位)	7円	14円	20円	1回	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上ある者が配置されていること。
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (200単位)	222円	444円	666円	1日	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算I (240単位)	267円	533円	800円	1日	認知症と診断受け、退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
退院時共同指導加算 (600単位)	666円	1332円	1998円	1回	事業所の理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同で指導を行った場合に加算されます。
費目(単位数)	1割負担	2割負担	3割負担	加算方法	内容説明
計画診療未実施減算(-50単位)	-56円	-111円	-167円	1回につき	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

〈介護予防訪問リハビリテーション基本利用料〉

費目(単位数)	単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション 1単位 20分	298	3,307円	331円	662円	993円
訪問リハビリテーション 2単位 40分	596	6,615円	662円	1,323円	1,985円
訪問リハビリテーション 3単位 60分	894	9,923円	993円	1,985円	2,977円

〈介護予防訪問リハビリテーション加算利用料〉

費目(単位数)	1割負担	2割負担	3割負担	加算方法	内容説明
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (6単位)	7円	14円	20円	1回	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上ある者が配置されていること。
短期集中個別リハビリテーション 実施加算 (200単位)	222円	444円	666円	1日	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
退院時共同指導加算 (600単位)	666円	1332円	1998円	1回	事業所の理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同で指導を行った場合に加算されます。

〈訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション減算利用料〉

費目(単位数)	1割負担	2割負担	3割負担	加算方法	内容説明
計画診療未実施減算 (-50単位)	-56円	-111円	-167円	1回につき	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 (-30単位)	-34円	-67円	-100円	1回につき	利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合で、定期的なりハビリ会議の開催と、計画書等の情報を厚生労働省への提出、およびリハビリテーションの提供にあたって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しなかったときに所定単位数から1月につき減算されます。

② 交通費

サービス提供地域に定めた利用者は無料です。それ以外の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収致します。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収します。通常の実施地域を越えて1kmにつき 100円。

③ キャンセル料

利用者の都合でサービスの提供をキャンセルした場合、キャンセル料をいただく場合があります。

- ・利用日の前日17時までに連絡があった場合 無料
- ・当日になってキャンセルまたは連絡がなかった場合 基本料金の50%

④ 利用料金のお支払い方法

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとします。

1ヶ月分をまとめて請求書を発行いたします。お支払いが確認されたら領収書を発行いたします。

⑤ 医療保険について

一時的に頻回の訪問リハビリが必要と認められた場合は、医療保険での自己負担の計算となります。

5 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 緊急時の対応

事業者は指定居宅サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が発生した場合には、必要に応じて臨機応変に手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。(未曾有の天変地異が発生した場合を除く。)

7 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	王子生協病院 院長
-------------	-----------

②虐待防止のための指針を整備する。

③虐待防止のための対策を検討する高齢者ケア委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。

⑤事業者は虐待等が発生した場合、速やかに市区町村へ通報し、市区町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

8 身体拘束の適正化に関する事項

①サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

②やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

9 個人情報の保護及び秘密保持

①当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙に定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

1.サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

2.居宅介護支援事業所等との連携

3.利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の区市町村への通知

4.利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

5.生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

②前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

10 身分証携行義務

サービス提供を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護(介護予防)支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サ

サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.2 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携

(介護予防)訪問リハビリテーション計画は、既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

1.3 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、完結の日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.4 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② (介護予防)訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1.5 サービスに関する相談、苦情窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします

事業所相談窓口	リハビリテーション課	電話：03-3912-2201	FAX:03-3912-7196
---------	------------	-----------------	------------------

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

足立区介護保険課 事業者指導係	電話：03-3880-5111
足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター	電話：03-6807-2460
北区介護保険課事業者支援係	電話：03-3908-1119
東京都国民健康保険団体連合会	電話：03-6238-0177

1.6 非常災害及び感染症対策

当事業所の消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画、感染症対策に基づき対応させていただきます。事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害及び感染症に関する具体的計画として対応マニュアル・事業継続計画を策定しています。

個人情報取り扱い説明同意書（介護事業所）

サービス情報の提供について

ご自身の介護保険の利用についてご質問やご不安がある場合は、事業所担当者にお申し出下さい。

サービス提供情報の開示について

ご自身のサービス提供記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、開示をお申し出下さい。
その際、開示・謄写に必要な実費をいただきますので予めご了承下さい。

介護事業所での個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービス計画作成のために利用する他、事業所運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために個人情報を利用します。
- (2) 介護事業所では、研修・養成の目的で、研修医および医療・福祉専門職の学生等が同席する場合があります。この場合、利用者様・ご家族様から、学生等の同席についての同意を得て実施します。
- (3) 個人情報利用の詳細は「介護事業所に於ける個人情報の利用目的」に記載します。

2. 個人情報の開示・訂正、追加又は削除について

- (1) 東京ほくと医療生協は、利用者様ご自身の情報についてお申し出により開示・訂正、追加又は削除を行います。但し、法令や規定により開示や削除ができない場合があります。

3. 個人情報の利用及び提供の停止について

- (1) 利用者様は、ご自身の個人情報についてお申し出により利用及び提供の停止ができます。
この場合は「適切なサービス提供が受けられない」等の不利益を被る場合があります。また、法令の規定により利用及び提供の停止ができない場合があります。
- (2) 個人情報取り扱いのご希望は、いつでも変更することが可能です。

「介護事業所に於ける個人情報の利用目的」

1. 利用者等への介護サービスの提供や事業所間連携に必要な利用目的

- (1) 「サービス担当者会議」等、利用者者に居宅サービスを提供する際に居宅サービス事業者や地域包括支援センター等と連携し情報共有（会議、照会等）する場合
- (2) 利用者へのサービス提供等に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
- (3) ご家族等への説明
- (4) 情報提供を行う連携機関・事業所等とは、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、入所系施設、医療機関、行政諸機関等を指します

2. 事業所の管理運営に必要な利用目的

- (1) 当事業所での利用
 - ① 介護サービス提供や業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 介護保険請求事務
 - ③ 利用者に係る管理運営業務のうち
 - 1) 会計・経理
 - 2) 質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - 3) 利用者等への介護サービスの向上
 - ④ 外部監査機関への情報提供
 - ⑤ その他、法令に基づく場合
- (2) 他の事業者等への情報提供
 - ① 保険請求事務のうち

王子生協病院

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用同意・契約書

王子生協病院 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用及びサービスの提供にあたり、利用者に対して書面に基づき、契約書・重要事項について説明いたしました。

<事業者>

所在地：東京都北区豊島3丁目4番15号
事業者名：東京ほくと医療生活協同組合
代表者名：理事長 今泉 貴雄

<事業所>

所在地：東京都北区豊島3丁目4番15号
事業所名：王子生協病院（指定事業所番号第1312129963号）

管理者名：院長 今泉 貴雄

説明者氏名：

契約締結日 年 月 日

私は、事業所から書面により王子生協病院訪問リハビリテーション利用について重要事項及び契約書の説明を受けました。それらの内容を同意し契約をいたします。また、契約書の定めるところに従い各種サービスを利用いたします。

(利用者)

住所： _____

電話番号： _____

氏名： _____

(代理人) 私は利用者本人の代わりに上記署名を行いました。私は本人の意思を確認しました。

住所： _____

電話番号： _____

氏名： _____ 利用者との関係 ()
署名代行理由 ()

契約の証として契約書、重要事項説明書は2通作成し、ご利用者様及び王子生協病院が署名の上、それぞれ1通ずつ保有するものとします。